

苫小牧工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項

令和8年6月12日

苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「苫小牧工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利（命名権等）を付与し、命名権等を付与された事業者（ネーミングライツパートナー、広告パートナー）からその対価（ネーミングライツ料、広告料）を得て、教育研究環境を向上させることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの募集は、下記により行います。

（1）ネーミングライツパートナー

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称等（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク又は愛称）及び広告（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を締結するものです。対象施設、その他詳細は、別添資料をご参照ください。

（2）広告パートナー

本校内に広告（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を締結するものです。詳しくは、別添資料をご参照ください。

3. 募集の概要

以下の募集の概要は、（1）②に定めるものを除き、ネーミングライツパートナー、広告パートナーともに共通です。

（1）契約の条件

①契約の期間

3年以上5年以内とします。

②ネーミングライツ料及び広告料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

a) ネーミングライツパートナー

別に定める目安額（別添資料参照）によります。

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

b) 広告パートナー

別に定める定額（別添資料参照）によります。

（２）応募資格

ネーミングライツパートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下、「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④社会問題をおこしているもの
- ⑤貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２１条第１項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）
- ⑥賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体
- ⑧宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体
- ⑨インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫前各号によるもののほか、本校のネーミングライツパートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

（３）命名権等の付与

- ①愛称等（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク又は愛称）及び広告（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びＰＲ等の表示）の掲示は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

- ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・酒の広告や飲酒を促すもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・社会問題の主義及び主張に関するもの
- ・個人の名刺広告に関するもの
- ・その他表記する愛称及び広告として、本校が適当でないと認めるもの

③愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。

④混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は原則として認められません。

⑤本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) 付与する権利・付帯条件等

ネーミングライツパートナー又は広告パートナーには、次に掲げる権利を付与しますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、命名権等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

①ネーミングライツパートナーは、命名権を行使し施設等に愛称等を付与できる他、施設等に愛称等及び広告(法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示することができます。

②広告パートナーは、広告権を行使し施設等に広告(法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示することができます。

③本校は、本校の広報誌やウェブサイトを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

④ネーミングライツパートナー及び広告パートナー自らもネーミングライツパートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。

⑤その他に希望される付帯条件があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の掲示に伴う費用負担等

①ネーミングライツ事業に係る施設の愛称等の掲示及び広告事業に係る広告の掲示に係る設置経費は、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。

- ②契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ③施設の愛称等の掲示及び広告の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤愛称等の使用開始日において、施設の愛称等の掲示及び広告事業に係る広告の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥施設の愛称等の掲示及び広告が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナー及び広告パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

令和8年6月12日（金）～令和8年8月28日（金）17時（必着）

ただし、募集期間内に応募がない施設は、あらためて募集を行います。

(7) 応募時の提出書類

- ①ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）
- ②事業者等の概要を記載した書類
- ③定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④事業者等の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑤直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦愛称等の掲示の原案図・設計図、広告の原案図・設計図

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校運営委員会において、応募の趣旨、愛称等、広告、ネーミングライツ料・広告料及び契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーを選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

- ・ 応募者が応募資格を満たしているか。
- ・ 応募者が過去に重大な事故または不誠実な行為を行っていないか。
- ・ 応募者の経営基盤が安定しているか。

- ・愛称等は、親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。
- ・愛称等は、施設のイメージを損なう恐れがないか。
- ・愛称等は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。
- ・愛称等の掲示及び広告は、技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。
- ・愛称等の掲示及び広告は、教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。
- ・愛称等の掲示及び広告は、政府の示す「就職・採用活動に関する要請」に抵触していないか。
- ・愛称等の掲示及び広告は、適切に施工されるように計画されているか。
- ・ネーミングライツ料または広告料は、本校の財政的な観点から、より高額なものを高評価とする。
- ・契約期間は、愛称等の定着や本校教育を支援する観点から、より期間が長いものを高評価とする。

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

苫小牧工業高等専門学校総務課企画調査係

059-1275 苫小牧市字錦岡443番地

TEL 0144-67-8000 FAX 0144-67-0814

E-mail kikaku●tomakomai-ct.ac.jp

※メールアドレスの「●」は「@」に変えてください。

※本件に関するご質問、施設見学は随時受け付けておりますので、上記宛にご連絡ください。

お申込みがありましたら、メールや電話等で当方からご連絡させていただきます。